

○唐津市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和 5 年 7 月 1 2 日

告示第 2 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 7 条第 1 項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 1 8 年厚生労働省告示第 3 9 5 号）に基づき、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するために地域における複数の事業者が分担して機能を担う面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備する事業（以下「拠点事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援拠点等 「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 2 9 年 7 月 7 日障障発 0 7 0 7 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次条に規定する必要な機能を備えた複数の事業所及び機関による面的な体制をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に定める障害者をいう。
- (3) 障がい児 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 条第 2 項に定める障害児をいう。

(地域生活支援拠点等の機能)

第 3 条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を担うものとする。

- (1) 相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成を行う機能

(5) 地域の体制づくりを行う機能

(実施主体)

第4条 拠点事業の実施主体は、唐津市とする。ただし、前条各号の機能については、第6条第2項の規定による登録を受けた次の各号のいずれかに該当する事業者等と連携し実施する。

(1) 法第29条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者

(2) 法第29条第1項に定める指定障害者支援施設

(3) 法第51条の14第1項に定める指定一般相談支援事業者

(4) 法第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者

(5) 児童福祉法第21条の5の3第1項に定める指定障害児通所支援事業者

(6) 児童福祉法第24条の2第1項に定める指定障害児入所施設

(7) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に定める指定障害児相談支援事業者

(対象者)

第5条 拠点事業の対象者は、市内及び玄海町に居住地を有する障がい者、障がい児及び指定難病患者（以下「障がい者等」という。）並びに障がい者等の家族とする。

2 前項に規定する障がい者等のほか、法第19条第3項及び第4項に規定する特定施設に入所する者のうち、入所前に有した居住地（同条第3項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が市内及び玄海町にあるものは、拠点事業の対象者とする。ただし、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、拠点事業の対象者としなない。

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第6条 拠点事業を行う事業者（以下「拠点事業者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に、地域生活支援拠点等の機能を担う事

業所として規定し、その写しを唐津市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）申請書（第1号様式）と併せて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、唐津市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）決定通知書（第2号様式）により登録の旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を行った拠点事業者を唐津市地域生活支援拠点等事業所一覧（第3号様式）により、市のホームページに掲載する。

（登録内容の変更及び廃止）

第7条 拠点事業者の登録の内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止したときは、前条の例により処理するものとする。

（拠点事業者の取消し）

第8条 市長は、拠点事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により登録を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、拠点事業者として市長が不適当と認めたとき。

（実施報告）

第9条 拠点事業者は、実施した拠点事業及び要請・支援内容を唐津市地域生活支援拠点等事業実施報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（秘密の保持等）

第10条 拠点事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 拠点事業者は、拠点事業の従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た対象者の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、登録を廃止した後においても同様とする。

（運営状況の記録整備及び調査等）

第11条 市長は、拠点事業者に対し必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を実施することができる。

2 経理に関する帳簿等必要な書類についての記録を整備し、当該記録を作成した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合は、これを提出しなければならない。

3 市長は、拠点事業者に対し拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(定期的な事業評価)

第12条 唐津市、拠点事業者その他関係機関は、地域生活支援拠点等の機能強化充実のため、互いに協力連携し、拠点事業の運営内容や活動に対する評価及び情報共有を定期的に行い、障がい者等の地域での生活の支援に努めるものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者職・氏名

唐津市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）申請書

唐津市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 6 条第 1 項又は第 7 条の規定により、拠点事業を行う事業者として（登録・変更・廃止）したいので、次のとおり関係者書類を添えて申請します。

申 請 区 分	1 登 録	2 変 更	3 廃 止
事業所の名称		事業所番号	
所 在 地	〒 電話番号		
地域生活支援 拠点等として 担う機能	☐ ①相談 ☐ ②緊急時の受入れ・対応 ☐ ③体験の機会・場 ☐ ④専門的人材の確保・養成 ☐ ⑤地域の体制づくり (担う機能に✓を付けてください。)		
変 更 内 容			

備考 次のいずれかの内容が変更となる場合、変更の申請が必要です。

- 1 法人名称
- 2 事業所名称
- 3 所在地及び電話番号
- 4 機能（担う機能の追加及び変更）

※変更した運営規程の写しを添えて提出してください。

第 2 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長 印

唐津市地域生活支援拠点等事業所（登録・変更・廃止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった唐津市地域生活支援拠点等事業所登録について、唐津市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 6 条第 3 項又は第 7 条の規定により、（登録・変更・廃止）したので通知します。

事業所の名称	
所在地	〒 電話番号
地域生活支援拠点等として担う機能	☐①相談 ☐②緊急時の受入れ・対応 ☐③体験の機会・場 ☐④専門的人材の確保・養成 ☐⑤地域の体制づくり
登録・変更・廃止年月日	年 月 日

第3号様式（第6条、第7条関係）

唐津市地域生活支援拠点等事業所一覧

No.	名称	所在地	電話番号	事業所番号	事業の種類	地域生活支援拠点等 として担う機能					その他
						①	②	③	④	⑤	

担う機能：①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

唐津市地域生活支援拠点等事業実施報告書

唐津市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 9 条の規定により、拠点事業を次の者に対し実施したので報告します。

事業所名
担当者名

(ふりがな) 氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女	
		生年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日生 (歳)	
住所	〒			
手帳 種別	☐ 身体 ☐ 療育 ☐ 精神 ☐ 発達 ☐ 難病		支援 区分	
要請のあった日時				
要請の内容				
連絡調整を行った日時				
支援内容				
利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日				
地域生活支援拠点等相談強化加算算定対象の有無			有 ・ 無	
備考				

第 1 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

第 2 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

第 3 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）